特定事業所集中減算における地域包括支援センター業務の取扱いについて

**平成27年度介護報酬改定による特定事業所集中減算の算定要件の変更について**

平成27年度介護報酬改定により、紹介率最高法人により提供されたものの占める割合が１００分の８０を超えている場合は減算することになります。この新しい算定要件による判定期間は平成27年9月1日（平成27年度後期）から始まり、平成27年9月1日から平成28年2月末日までの判定期間で、紹介率最高法人により提供されたものの占める割合が１００分の８０を超えている場合は平成28年4月1日から減算が適用することになります。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※大阪府ホームページより抜粋

１．特定事業所集中減算チェックシートにて８０％を超えている場合の正当な理由と包括支援センターの対応

|  |  |
| --- | --- |
| ８０％を超えている場合の正当な理由  （松原市ホームページより抜粋） | 包括支援センターの対応 |
| オ　①  利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、「地域ケア会議において支援内容の意見・助言を受けている」場合 | 地域ケア会議で検討するケースの①から⑤に該当しないケースは、地域ケア会議の対象外ケースなので、受付（申請）できません。  ①支援者が困難を感じているケース  ②支援が自立を阻害していると考えられるケース  ③支援が必要だと判断されるがサービスにつながっていないケース  ④権利擁護が必要なケース  ⑤地域課題に関するケース  地域ケア会議の報告書の提出をもって、オ ①の「地域ケア会議において支援内容の意見・助言を受けている」に該当します。 |
| オ　②  ①について、地域包括支援センターの事情によりやむを得ず意見等を受けられない場合（※）は、居宅介護支援事業所と、当該事業所から紹介を受けた介護サービス提供を実施する事業所の双方が「大阪府介護サービス情報公表制度に基づき訪問調査を受けている」場合  （※）地域包括支援センターの事情によりやむを得ず意見等を受けられなかったことを記録し、５年間保存すること。 | 松原市地域包括支援センターでは、平成27年度から地域ケア会議を具体的に進めているため、地域ケア会議の対象とならないケースでは、やむを得ない事情にあたりません。  ただし、やむを得ない事情が考えられる事柄が発生した場合は、市と協議を行い適正に判断を行う。 |

２．地域ケア会議における個別ケースの受付から報告までの流れについて

①個別ケースの受付

・提出様式については、松原市地域ケア会議（平成２７年度版）に明記している書類をそれぞれの圏域ごと

地域包括支援センターに必要書類を提出して下さい。

・地域包括支援センターは、地域ケア会議申請書（様式１）の預かり欄にチェツクし様式１のコピーを返却し

ます。

※地域ケア会議で検討するケース①から⑤に該当しないケースは、地域ケア会議の対象外のケースです。

②地域ケア調整会議

・受付した個別ケースを市と包括にて選定し、Ａ又はＣ地域ケア会議いずれか決定する。

・地域包括支援センターより事業所へ連絡をする。

③地域ケア会議の開催（※家族以外の住民の参加が原則）

・Ａ地域ケア会議　→　圏域ごとの地域包括支援センターが開催主体となり地域ケア会議を行う。

・Ｃ地域ケア会議　→　事業所が開催主体となり地域ケア会議を行う。

　④地域ケア会議の報告

　 ・Ａ及びＣ地域ケア会議の報告は、松原市地域ケア会議（平成２７年度版）に明記している書類をそれぞれの圏域ごと地域包括支援センターに必要書類を提出して下さい。

・地域包括支援センターは、地域ケア会議報告書（様式２）の受付欄に押印したコピーを返却します。

　　※なお、特定事業所集中減算の算定要件に伴う、地域ケア会議にかかる個別ケースの申請については、特定事業所集中減算の算定要件による判定期間の前月の締切日までに、申請いただくようお願いいたします。